

第 8 章 事後調査計画

第8章 事後調査計画

1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を行い、予測・評価結果の検証を行うとともに、事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合、新たな環境保全措置を検討・実施すること等により環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的としている。

2 事後調査の項目

本事業は第2種行為に該当し、「川崎市環境影響評価等技術指針」により事後調査を行うこととされている。また、事後調査を行う項目は、影響の程度が大きい項目、予測等の不確実性の高い項目等を選定することとされている。

「第4章 環境影響評価」の結果を踏まえ、事後調査を行う評価項目は、表8-1に示すとおりとする。

表 8-1 事後調査を行う評価項目

評価項目	環境影響要因	対象時期	事後調査を行う理由
土壌汚染	・土壌汚染の有無 ・汚染土壌の処理・処分	工事中	計画地内の土壌の汚染の有無について、土壌汚染対策法に基づく土壌調査の結果、汚染が確認された場合には、汚染土壌の処理・処分が適切に行われているかを確認するため。
緑の質	緑の回復・育成	供用時	緑化地の樹木が良好に生育し、維持管理が適切に行われているかを確認するため。

3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表8-2に示すとおりとする。

表 8-2 事後調査の内容

評価項目	環境影響要因	調査項目	調査時期	調査頻度	調査位置	調査方法
土壌汚染 ^{注1)}	工事に係る土壌汚染	汚染土壌の処理・処分の状況	工事中若しくは土壌汚染の処理、処分後	1回	計画地内	土壌汚染の処理、処分に係る現地調査関連資料の整理による。
緑の質	緑の回復・育成	樹木活力度、樹木等の維持管理状況	植栽工事終了後から概ね3年後（調査時期：夏～秋）	1回	計画地内 ^{注2)}	現地調査及び維持管理状況についてのヒアリングを実施する。

注1) 土壌の汚染が無いことが判明した場合には、事後調査を実施しないため、条例方法書等変更届において事後調査計画の変更を行う。

注2) 市条例に基づく環境影響評価手続き（第3種行為）を実施した川崎事業所内での事業（「関東包装工場建設事業に係る条例環境影響評価準備書」（平成27年12月、味の素株式会社 川崎事業所））の緑地も本事業の計画と併せて一体的に整備されることから、これらの緑地を含めて調査を行う（図8-1参照）。

4 事後調査報告書の提出時期

事後調査（土壌汚染及び緑の質）の結果を記載した報告書については、調査が終了したのち速やかに報告書を提出する。なお、調査結果の状況により必要に応じて調査頻度及び期間の追加を検討する。

